

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公表番号】特表2003-521240(P2003-521240A)

【公表日】平成15年7月15日(2003.7.15)

【出願番号】特願2001-501024(P2001-501024)

【国際特許分類】

A 0 1 K 15/04 (2006.01)

【F I】

A 0 1 K 15/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月5日(2007.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】開放頂部型ケージ用のフィルタ・ボンネットであって、開放頂部型ケージの開放頂部を覆うようになっているフィルタ・トップを包含し、このフィルタ・トップが、孔あきフィルタ・トップ頂壁およびそこから延びて開放底端を形成するフィルタ・トップ側壁を有する本体部分を有し、また、フィルタ・トップ頂壁に恒久的に取り付けられ、前記フィルタ・トップ側壁によって構成された領域内に配置されたシールドを包含し、前記シールドが、さらに、前記シールド側壁から延びる複数のスペーサと、シールド・フランジから延びる複数の小さなくぼみとを包含し、前記フィルタ・トップから所定距離のところに前記シールドを維持することを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項2】請求項1のフィルタ・ボンネットにおいて、前記シールドが、シールド頂壁と、このシールド頂壁からほぼ直角に延びるシールド側壁と、このシールド側壁からほぼ直角に延びるフランジとを包含し、前記シールドが、前記フィルタ・トップ頂壁に取り付けてあることを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項3】請求項2のフィルタ・ボンネットにおいて、前記フィルタ頂壁に第1の孔が形成してあり、前記シールドの前記シールド頂壁に第2の孔が形成してあり、さらに、前記シールドを前記フィルタ頂壁に取り付けるように前記第1、第2の孔に入れたりベットを包含することを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項4】請求項1のフィルタ・ボンネットにおいて、前記シールドが、前記フィルタ・トップから所定の距離隔たったところで前記フィルタ・トップ内に配置されることを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項5】請求項1のフィルタ・ボンネットにおいて、前記フィルタ・トップおよび前記シールドに孔が設けてあることを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項6】請求項1のフィルタ・ボンネットにおいて、さらに、フィルタ・トップに嵌合し、フィルタ・トップをほぼ覆うようなサイズのほぼ剛性のフィルタ・リテーナを包含し、このフィルタ・リテーナが、孔あきリテーナ頂壁を有し、フィルタ・リテーナが、リテーナ・トップから延びて開放底部を形成し、フィルタ・トップに着脱自在に固定したリテーナ側壁も有することを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項7】請求項6のフィルタ・ボンネットにおいて、前記フィルタ・トップ頂壁に孔があけてあり、前記リテーナ頂壁が、フィルタ・トップ頂壁の孔とほぼ同一の広がりを有する孔を包含し、フィルタ・リテーナがフィルタ・トップ上に取り付けられたときに、フィルタ・リテーナの孔がフィルタ・トップの孔とほぼ整合し、さらに、フィルタ・

リテーナをフィルタ・トップに着脱自在に固定し、間に1枚のフィルタ材料を封入できる固着部材が設けてあり、この固着部材が、フィルタ・トップおよびリテーナに一体に形成してあることを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項8】 請求項7のフィルタ・ボンネットにおいて、固着部材が、少なくとも1つのフィルタ・トップ側壁に形成した少なくとも1つの移動止めと、フィルタ・リテーナがフィルタ・トップに取り付けられたときに、移動止めを受け入れるように配置した、少なくとも1つのリテーナ側壁に形成した少なくとも1つのスロットとを包含することを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項9】 請求項7のフィルタ・ボンネットにおいて、フィルタ・トップおよびフィルタ・リテーナが、互いにに対して屈曲できるように充分な可撓性を有することを特徴とするフィルタ・ボンネット。

【請求項10】 動物ケージに用いるフィーダ組立体であって、フレームと、このフレームから下行する少なくとも1つのサポートと、前記ケージ内に前記フレームを支持するように前記フレームから伸びている一対のフランジとを包含することを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項11】 請求項10のフィーダ組立体において、前記フレームが、前記フレームから下行する少なくとも1つの第2サポートを有することを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項12】 請求項10のフィーダ組立体において、前記サポートがポリゴンであることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項13】 請求項10のフィーダ組立体において、前記フィーダ組立体が、透明プラスチックで構成されていることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項14】 請求項10のフィーダ組立体において、前記サポートが、開放下端を有し、さらに、スナップ・オン底部を包含し、このスナップ底部が、前記サポートの前記下端に選択的に連結されることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項15】 請求項14のフィーダ組立体において、前記スナップ・オン底部が、そのまわりに伸びる上方リップを有し、前記サポートが、前記下端まわりに伸びるチャネルを有し、前記上方リップが前記チャネルを受け入れて前記スナップ・オン底部を前記サポートに連結することを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項16】 請求項15のフィーダ組立体において、前記上方リップが凹部を有し、前記下端がタブを有し、このタブを前記凹部が受け入れて前記サポートに前記スナップ・オン底部を錠止することを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項17】 請求項14のフィーダ組立体において、前記スナップ・オン底部がフード容器であることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項18】 請求項14のフィーダ組立体において、前記スナップ・オン底部が水筒サポートであることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項19】 請求項10のフィーダ組立体において、さらに、前記フレーム上に配置した上方に伸びるリップを包含することを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項20】 請求項10のフィーダ組立体において、前記フィーダ組立体が、プラスチックで構成してあり、前記サポートが側部を有し、これらの側部が、動物がかじるのを妨げるよう丸みを付けてあることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項21】 請求項14のフィーダにおいて、前記スナップ・オン底部が、前記サポートと面一の表面を形成していることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項22】 請求項10のフィーダ組立体において、前記サポートにテープが付けてあることを特徴とするフィーダ組立体。

【請求項23】 請求項14のフィーダ組立体において、前記スナップ・オン底部にテープが付けてあることを特徴とするフィーダ組立体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

第1サポート52および第2サポート52が、プラットフォーム68およびそこから懸架する開放端付きポリゴンから下方に延びている。サポート52、52は、側部56を有する。フィーダ組立体23のサポート52、52は、ケージ底部3に収容されたラットのためのフード、水のいずれかを支持することができるようになっている。サポート52をフード用するために、スナップ・オン式フード・ホルダ37がサポート52の底部に取り付けてある。サポート52、52の底部の周囲まわりにはスカート73が配置してある。フード・ホルダ37は周囲リム71を包含する。周囲リム71からは、フード・ホルダ37上の複数のU字形バー38が下方に延びている。U字形バー38は間隔を置いてあり、サポート52内に配置されたフードがフード・ホルダ37によって保持されているが、ケージ底部3内のラットがフード・ホルダ37のU字形バー38間からフードを取り出すことができる。リム71は、スカート73を受け入れ、周囲リム71をサポート52または52に固着するように寸法取りされている。また、面一の連続面を与え、乗り越え点を除くと共に、スカート73の縁を動物から保護している。凹部77がスカート73上に設けてある。ロック・タブ75がリム71に設けてある。ロック・タブ75および凹部77は、フード・ホルダ37をサポート52に連結したときに、ロック・タブ75が凹部に挿入され、それによって、フード・ホルダ37をサポート52に固着するように寸法取り、位置決めしてある。好ましい実施例において、リム71はサポート52または52の側部56と面一であり、ラットがリム71または側部56に載ることができないようになっている。好ましい実施例において、フード・ホルダ37は、ラットがフード・ホルダ37およびサポート52をかじって脱出するのを防止するようにステンレス鋼で構成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

水ホルダ24のネック23は開口に向かって狭くなっている、この開口内にゴム・ストッパー29が挿入されるか、あるいは、ねじ付きキャップが取り付けられる。チューブ27が、ゴム・ストッパー29から延びている。水筒21をサポート52内に設置したとき、チューブ27が水筒サポート31の床34にある穴またはスロット内に挿入され、ケージ底部3に向かって、それによって、ケージ底部3内のラットが水筒21内の水へアクセスすることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

特に、ボンネット200は、リテーナ210、トップ220、これらの間に配置したフィルタ240およびトップ220の内面に取り付けたシールド250を包含する。ここで再び、トップ220が透明な材料で形成してあると好ましい。

この材料は、かなりの剛性を有し、ねじり力を加えたときに適度に屈曲することができると好ましい。トップ220は、孔224を有し、格子配列を形成する孔あき頂壁222を有する。それぞれ対向した対の側壁226が、頂壁222からほぼ直角に下垂している。ケージ底部3上にボンネット200を載せることができるようにトップ220に形成した表面は、側壁226からほぼ直角に外方へ延びる連続した横方向周縁フランジ238を包

含する。連続フランジ 230 が、ケージ底部 3 の開いたトップ 16 を囲むように横方向周縁フランジ 238 から下垂している。リブ 237 (図 13) が、ボンネット 200 を積み重ねることができるよう Franz 230 から突出している。さらに、リブ 232、234 が、頂壁 222 から突出しており、好ましい実施例フレームにおいては、格子配列が孔 224 によって形成されている。孔 236 が頂壁 222 を貫いて設けてあり、リベット 300 を受け入れるように寸法取りしてある。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

リベット 300 が、孔 236、264 を貫いて延びてあり、シールド 250 をトップ 20 の頂壁 222 の下面に取り付けている。スペーサ 256 およびくぼみ 260 は、側壁 226 およびフランジ 238 のそれぞれと接触し、リベット 300 と協働して、遊びを少し許すか全く許さない一定距離のところでトップ 220 内にシールド 250 を保持する。フランジ 258 は、それがケージ底部 3 のリップ 8 上に載る位置へのアクセスを効果的に阻止する距離延びている。好ましい実施例においては、シールド 250 はステンレス鋼で作ってあるが、トップ 220 またはフィルタ・リテーナ 210 と同じプラスチック材料で作ってあってもよい。